

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3，4号機運転差止請求控訴事件

一審原告 松田正 外182名

一審被告 関西電力株式会社

## 証 拠 説 明 書

(甲594号証)

平成30年4月10日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 島 田 広

同 弁護士 笠 原 一 浩

ほか

\*以下はすべて写しである。

号 証	標 目 (原本写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲594	論文「原発訴訟管 見」 (「行政法研究 2 017.12」に収録)	H29.12	櫻井敬子	① 伊方判決後数十年を経て原発の技術は既にある程度完成し、過度に行政の専門性を尊重した同判決の判断枠組みは必ずしも現代に妥当するものではないこと ② 女川判決以降の原発民事差止訴訟に至っては、同判決の判断枠組みをも不当にゆがめており、住民側の立証責任を軽減するという同判決の趣旨すら貫徹されていないこと ③ 原子力規制委員会等の原子力規制行政は未だ十分な信頼性を確立したとはいえず、別の角度から原発の安全性をチェックする民事差止訴訟の意義はきわめて重要であること 等	